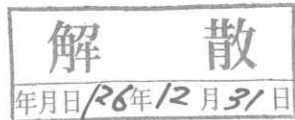


(その1)



収 支 報 告 書



令和 6 年分
(令和 年 月 日開催分)

(ふりがな)

1 政治団体の名称

うちかわしゅうじこうえんかい

内川修治後援会

2 主たる事務所の所在地

佐賀県神埼市千代田町用作1546-4

3 代表者の氏名

内川 修治

4 会計責任者の氏名

内川 千賀

事務担当者の氏名

榊 由美子

(電話) 090-1368-9276

(電話)

(電話)

政治団体の区分

- ☐ 政党 ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項
☐ 政党の支部 ☐ の規定による政治団体
☐ 政治資金団体 ☒ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等 ☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☒ 有
☐ 無
公職の種類 候補者
資金管理団体
の届出をした
者の氏名 内川 修治

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者
の氏名
公職の種類

資金管理団体の指定の期間

平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 まで

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 まで

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額.....	92,066
(前年からの繰越額).....	92,066
(本年の収入額).....	0
支 出 総 額.....	0
翌年への繰越額.....	92,066

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金.....	0
員 数.....	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1)支 出 の 総 括 表		
項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費		
(1) 人 件 費	0	
(2) 光 熱 水 費	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	
(4) 事 務 所 費	0	
小 計	0	
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	
小 計	0	
合 計	0	

備考 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金にかかわる支出については、支出の項目ごとにその額を備考欄に記載のすること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 12 月 31 日

政治団体の名称

内川修治後援会

会計責任者の氏名

内川 千賀



代表者の氏名

（解散時のみ）

内川修治



（備考）

- 1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。
- 2 解散の場合のみ「代表者の氏名」欄も、記入押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。